

平成29年10月24日

寮職員各位
保護者各位

青梅市立東小中学校
校長 吉田 稔

都内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

日頃より本校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、Jアラート（全国瞬時警報システム）によるミサイル発射情報が発信された場合、青梅市内の小・中学校ではガイドラインを作成し、共通した対応をしております。

本校では下記のとおり対応いたしますので、お知らせいたします。避難行動等について確認していただきますようお願いいたします。

記

1【青梅市の対応】

- 災害時等緊急連絡システムを活用したミサイル発射情報等の情報発信が行われます。
- 被害情報等の収集及び情報提供が行われます。
- 情報連絡体制が確保され、(状況に応じて)災害対策本部等の設置が行われます。

2【学校の対応】

(1) 始業前

原則として寮で待機をしてください。

①ミサイルが上空通過、領海外に落下した場合

- ・ Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、教育活動を再開します。
※状況により、始業の繰り下げ・臨時休校の必要がある場合は寮に連絡をします。
- ・ 行政からの指示がある場合には、それに従った対応をします。

②ミサイルが都内に落下した場合

- ・ 行政からの指示に従った対応をします。(状況により、対応について寮に連絡します。)

(2) 児童生徒が学校にいる場合（在校時）

①ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合

校舎内・体育館への避難をし、建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行います。

②ミサイルが上空通過、領海外に落下した場合

- ・ Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、教育活動を再開します。

③ミサイルが都内に落下した場合

- ・ 原則、児童生徒を学校で保護し、安否情報を寮の先生から保護者へ連絡します。
- ・ 行政からの指示がある場合には、それに従った対応をします。

(3) 児童生徒が登下校中の場合

①ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合

- ・学校に登校した又は下校していない児童生徒を、校舎内・体育館への避難をさせます。

②ミサイルが上空通過、領海外に落下した場合

- ・Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、次のとおり対応します。

（登校時）児童生徒に登校したら教育活動を再開します。

交通機関の状況を把握し、始業の繰り下げ・臨時休校を検討して寮へ連絡をします。

（下校時）下校を再開します。

③ミサイルが都内に落下した場合

- ・学校に登校した又は下校していない児童生徒については、原則、児童生徒を学校で保護し、安否情報を寮の先生を通して保護者へ連絡します。登下校中の児童生徒については、原則として登校中については学校へ、下校中については、帰寮します。（寮を出たばかり、学校を出たばかりなどの場合はこの限りではありません。）
- ・行政からの指示がある場合には、それに従った対応をします。

(4) 校外学習・遠足・移動教室・修学旅行・対外試合等、校外に出かけていた場合

①ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合

- ・引率教員は、頑丈な建物などへ、速やかな避難誘導を行います。

②ミサイルが上空通過、領海外に落下した場合

- ・引率教員は、Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認がとれた場合は、校外活動を再開します。

③ミサイルが都内に落下した場合

- ・行政からの指示がある場合には、それに従った行動をします。
- ・寮の先生を通して安否情報を保護者へ連絡します。

3【その他】

- (1) 上記の対応を原則としますが、災害の状況、児童生徒や地域の実態に応じて、臨機応変な対応を行います。
- (2) 冊子「東京防災」や「内閣官房 国民保護ポータルサイト」なども参考にしてください。
- (3) ミサイルが発射されることが必ず起こるわけではなく、過度に不安になることは必要ありません。